

# T A I N S を利用した判例研究研修

## 第 2 部

### T A I N S を利用した判決・裁決 の事例紹介 ①前提編

令和 8 年 1 月

税理士 浅井 一宏

## 目次

I.	税務争訟の制度について .....	3
1.	再調査の請求.....	4
2.	審査請求 .....	4
3.	訴訟 .....	4
II.	裁決・判決の情報取得方法 .....	7
1.	裁決 .....	7
2.	判決 .....	10
III.	裁決・判決の読む前提知識 .....	13
1.	法体系(法令)と課税実務(通達など) .....	13
2.	法的三段論法.....	14
3.	弁論主義と職権探知主義 .....	14
4.	立証責任と分配 .....	15
5.	争点(総額主義と争点主義) .....	15
IV.	判決・裁決の事例紹介(タイトルのみ。本文は研修資料②「事例編」に掲載。) .....	17

本レジュメの記載及び研修講師の解説のうち私見にわたる部分は、研修講師が所属する(又は過去の所属していた)団体等の見解ではない旨を、念のため、申し添えます。



概要図とおり、課税処分等を争うときは、最初から裁判所に訴える(訴訟を提起する)ことはできません。税務争訟の場合、①「再調査の請求」と「審査請求」を経て、または、②直接「審査請求」を経て、それでも納税者の不服が認められない場合に、訴訟を提起することができます(不服申立前置主義)。

なお、これら3制度を利用するには、あくまで国税に関する行政「処分」の存在が前提となります。例えば、税務調査で調査官から指摘を受け、とりあえず修正申告をし、その後、修正申告での増差税額を対象に審査請求をすることはできませんので、念のため申し添えます。

### 1. 再調査の請求

再調査の請求は、課税処分等をした税務署長等に対して行います。課税処分等がされてから、3か月以内に請求する必要があります。

再調査請求では、税務署長が、その課税処分等が正しかったかどうかを、改めて見直し、判断を行います。

再調査の請求の結果は、原則、請求から3か月以内に結果を出すとされ、「再調査決定書」という書面で、納税者に結果を通知します。

なお、再調査の請求を経ずに、2の審査請求を直接することもできます<sup>2</sup>。

### 2. 審査請求<sup>3</sup>

審査請求は、国税不服審判所長に対して行います。①再調査請求を経た場合には、再調査決定の日から1か月以内に、②直接に審査請求をする場合には、課税処分等の日から3か月以内に、請求する必要があります。

審査請求は、税務行政部内における公正な第三者的機関である国税不服審判所が、納税者(審査請求人)と税務署長等との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行います。

審査請求では、標準的な審理期間が設けられ、原則1年以内の事件処理がなされます。審査の結果は、「裁決書」という書面で、審査請求人に通知されます。

なお、審査請求人は、裁決の内容に不服があるときは、訴訟を提起することができます。一方で、裁決は行政内部の最終判断であるため、税務署長等は、裁決の内容を不服として訴訟を提起することができません。

### 3. 訴訟

納税者は、国税不服審判所の裁決に不服がある場合、裁判所に訴訟を提起することができます

---

<sup>2</sup> 平成28年3月までの旧制度では、原則として、税務署への異議申立て(現在の再調査請求)を経なければ、国税不服審判所への審査請求はできない、二段階の不服申立て制度でした。

<sup>3</sup> 詳細は国税不服審判所のWebページを参照ください。

ます。我が国では、正しい裁判を実現するために三審制度、すなわち、第一審・第二審・第三審の三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に 3 回までの反復審理を受けられるという審級制度を採用しています<sup>4</sup>。なお、第二審(控訴審)では事実認定や法律の適用について再検討され、第三審(上告審)では法律の解釈や適用についての問題が審理されます。

行政事件である税務訴訟の場合、概要図のとおり、第一審が地方裁判所になりますので、第二審(控訴審)は高等裁判所、第三審(上告審)は最高裁判所が担当することになります。

そのため、①地方裁判所の判決に不服がある場合には、高等裁判所にて事実認定や法律の適用について再検討され、②高等裁判所の判決にも不服がある場合には、最高裁判所にて、法律の解釈や適用についての問題が審理されます<sup>5</sup>。

裁判所は司法機関であり、(1)再調査の請求、(2)審査請求を担当する行政機関とは異なります。そのため、裁判所では、行政機関とは独立して立場から、課税処分等の適法性が判断されることとなります。

なお、裁判所では、行政機関のような明確な事件処理の標準期間は設けられていませんが、税務訴訟も含まれる行政訴訟の平均審理期間<sup>6</sup>は、令和 6 年度で 14.8 か月(1年 3 か月程度)です。

---

<sup>4</sup> 裁判所 Web ページ 裁判所の組織>概要>裁判所の旧新制度より引用

<sup>5</sup> 最高裁判所は、上告理由が無いとして、審理しない場合もあります。納税者の上告受理申立てに対し、最高裁判所が不受理として、高裁判決の内容にて確定(納税者敗訴)となるケースも、よく見かけるところです。

<sup>6</sup> 裁判所 Web ページ 裁判所データブック 2025 (第 2 部事件の統計>第 2 審理期間)

## コラム1:

### 3制度の取消し割合などの実績

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

#### イ 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和6(2024)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は98.7%となっています。なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,752件(課税関係1,632件、徴収関係120件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は5.2%です。

#### ロ 審査請求

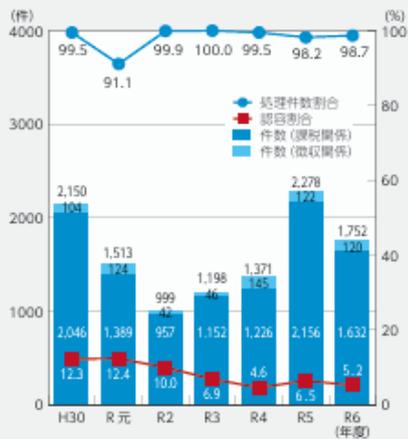
- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和6(2024)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は99.4%となっています。なお、同年度における審査請求処理件数は3,872件(課税関係3,673件、徴収関係199件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は17.9%です。

#### ハ 訴訟

令和6(2024)年度における終結件数は168件(課税関係142件、徴収関係18件、審判所関係8件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は4.8%です。

※ 再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページなどを通じて提供しています。

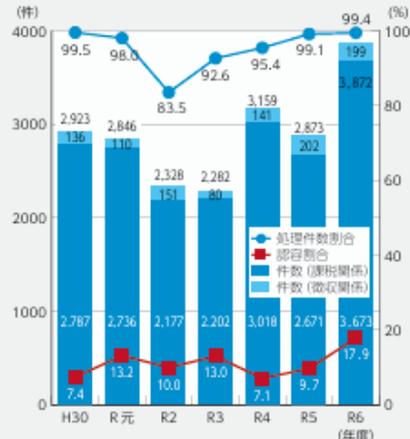
■ 再調査の請求の3か月以内の処理件数割合と再調査の請求処理件数



※1 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案のほか、令和2(2020)年度以降は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。

※2 税務署長等の処分が平成28(2016)年3月31日以前に行われている場合は「異議申立て」に係るものです。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



※ 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出しています。また、令和3(2021)年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。

(国税庁レポート 2025 V 権利救済より引用)

## II. 裁決・判決の情報取得方法

今回の研修テーマである「裁決」「判決」を、どのように入手(情報収集)すればよいかを考えてみたいと思います。

「裁決」「判決」のいずれも、インターネット上の検索エンジンのキーワード検索により、解説している記事や、原文を、入手できる可能性はあります。また、最近では、生成 AI に質問をすることで、「裁決」「判決」の内容を含めた要約回答を入手できるかもしれません。

しかし、いずれの方法も、基本的にはインターネット上での公開情報を対象にしていること、どのような視点で回答の対象にされたのか不明であることなどの懸念点もあります。また、偶然の要素が入りますし、専門情報の確実性という点で、現時点では疑問もあろうかと思えます。

そのため、以下は、「裁決」「判決」の一次情報(原文)や、確度ある二次情報(要約など)の情報収集に焦点を当てて考えてみます。

### 1. 裁決<sup>7</sup>

裁決書は、国税不服審判所が、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決については公表をしています。特に、平成4年以降の公表裁決は、国税不服審判所の web ページに、個人情報等は伏せられた形にした、ほぼ全文が公開されています。裁決の公表頻度は、最近では、3か月に1回程度となります(本レジュメを作成している 2025 年 12 月時点で、同年3月までが公表)。

The screenshot shows the homepage of the National Tax Tribunal (国税不服審判所). The main navigation bar includes links for Home, Overview of the Tribunal, Dispute Resolution Procedures, Introduction to Publicly Available Case Collection (highlighted), Other Information, and Notices. The 'Publicly Available Case Collection' (公表裁決事例集) section is expanded, providing details on the collection of cases. It states that the collection covers cases from Heisei 4 to Heisei 21, and that cases from Heisei 22 onwards are published on the website rather than in a booklet. A 'Introduction Information' (紹介情報) section follows, listing links to the 'Publicly Available Case Collection Summary', 'Publicly Available Case Collection', 'Case Collection Search', and 'Case Collection Glossary', each with a brief description of the service provided.

<sup>7</sup> 各画面ハードコピーは、国税不服審判所の Web ページより

また、公表裁決は、税目ごと、論点ごとに、分類・整理されています。そのため、公表裁決事例については、国税不服審判所の Web ページからの情報入手が、確実な方法の1つかと思われま

[ホーム](#) >> [公表裁決事例等の概要](#) >> [公表裁決事例要旨](#) >> 消費税法関係

「関係税法」を選択すると、該当の税法関係の事例選択ページに移動します。

消費税法関係 ▼

## 消費税法関係

### 納税義務者

1. [納税義務者](#) (10件)
2. [免税事業者](#)
  - A. [課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日](#) (2件)
  - B. [その他](#) (1件)

[↑ トップに戻る](#)

### 課税範囲

1. [課税取引](#)
  - A. [「事業として」の意義](#) (5件)
  - B. [「対価を得て行われる」の意義](#) (2件)
  - C. [資産の貸し付けの範囲](#) (2件)
  - D. [役務の提供の範囲](#) (5件)
  - E. [みなし譲渡](#) (1件)
2. [非課税取引](#)
  - A. [土地等の譲渡及び貸付け](#) (1件)
  - B. [物品切手等の譲渡](#) (3件)

しかし、上記の方法は、公表裁決であることが前提になります。これより遥かに多い、非公表裁決の情報には、どのようにアプローチすべきでしょうか。

## (1) 国税不服審判所の裁決要旨検索システム

国税不服審判所の Web ページにある裁決要旨検索システムを利用すれば、非公表裁決も含めた、裁決要旨の閲覧ができます。このレジュメを作成している時点(2025年12月)で、同年3月までの裁決要旨を閲覧することができます。

ただし、要旨であるため、結論と、理由の大枠は分かりますが、裁決の全体像(前提事実や詳細な理由など)が見えないものが多いです。そのため、この情報だけで、どこまで依拠できるかの問題が残ります。

### ○ 検索方法の選択

#### 争点番号検索

各税法別に『争点』を整理していますので、検索したい内容に応じて『争点番号』を選択し、『裁決要旨』を検索するものです。

#### キーワード検索

検索したい『キーワード』によって、該当する『裁決要旨』を検索するものです。

#### 【ご注意】

1. 審査請求の争点となった事項別に「裁決要旨」を作成していますので、一つの裁決に複数の裁決要旨が存在する場合があります。
2. 推計課税に関する裁決等については、類似の裁決が多数あるため、代表的なものに限って「裁決要旨」を掲載しています。このため、検索した結果によっては、裁決要旨の表示がないこともあります。
3. 検索項目の「裁決結果」は、裁決書としての「区分」を表示していますので、このシステムで検索した個々の「裁決要旨の内容」と一致していないこともあります。例えば、裁決書に複数の処分が存在し、うち一つの処分が「全部取消し」された場合には、他の処分が「棄却」や「一部取消し」であっても、裁決書の「区分」としては、「全部取消し」の表示を行っています。

## 裁決要旨一覧表

『裁決結果』は、裁決書としての「区分」を表示していますから、裁決要旨の内容と一致しない場合があります。

[検索画面へ戻る](#) [最初の10件](#) [前の10件](#) [次の10件](#) [最後の10件](#) [検索結果\(件数\)](#)

キーワード：「鑑定」で検索

[印刷用ページを表示](#) 

該当件数：25件 (11件目～20件目を表示)

11件目～20件目を全て印刷する

印刷する <input type="checkbox"/>							
支部名	大阪	裁決番号	令030031	裁決年月日	令040208	裁決結果	棄却
争点番号	400801010	争点	8財産の評価/1評価の原則/1時価の意義				
事例集登載頁	裁決事例集には登載していません						
<b>裁決要旨</b>							
<p>○ 請求人は、相続により取得した不動産の時価について、自らが把握した評価額が時価として正当な価額であり、原処分庁が財産評価基本通達（評価通達）に定める評価方法によって算定した評価額には、時価を上回る違法がある旨主張する。しかしながら、請求人が提出した理由書（本件理由書）は、不動産の賃借人の資力等を説明しているにとどまるもので、不動産の価値を客観的に説明したのではなく、また、請求人が提出した不動産鑑定士作成の鑑定資料（本件鑑定資料）も、本件鑑定資料における評価額が評価通達の定めに基づいて算定した評価額よりも時価として適切であることを根拠付けるものではない。したがって、本件理由書及び本件鑑定資料のいずれによっても、評価通達に定める評価方法によるべきでない特別の事情があるとは認められない。（令4.2.8大裁（諸）令3-31）</p>							

裁決書は、行政文書に該当するので、情報公開の対象となります。そのため、裁決要旨検索システムを利用する等して裁決の存在を確認し、国税不服審判所に裁決書の開示請求を行えば、非公開裁決の全文(一次情報)を入手することができます。ただし、個人に関する情報等は、不開示とされる場合があります<sup>8</sup>。

## (2) 民間の判例等データベース・専門雑誌など

公開裁決及び非公開裁決の一部は、判例等データベースに収録される場合があります。判例等データベースの場合、全文が収録されることが多く、一次情報を確認できる利点があります。また、キーワード検索で網羅的にアプローチすることも利点だと思います。

しかし、確認したい裁決が掲載されるかはデータベースの収録ポリシーに左右される点や、データベースを利用するために一定の料金が発生する点などには、留意が必要です<sup>9</sup>。

また、税務の専門雑誌などに、裁決の要旨<sup>10</sup>や、学者や事務家の評釈も含めた記事が掲載されることがあります。裁決要旨や評釈は二次情報ですが、権威のある専門雑誌等であれば、情報の信頼性も高く、また長文の裁決書を読む時間を省略される点は、有用かと思われます。また、社会的に影響のある裁決の場合、他より、早く情報が入手できる可能性もあります。

ただし、発行頻度や紙面の都合から、掲載される裁決は、データベースに比べて、限られてくる点には留意が必要だと思います。

## 2. 判決

判決についても、上記1の裁決と同様のアプローチになると考えられます。

なお、東京大学法学部研究室図書室の Web ページに掲載されている資料「わかっておきたい判例の探し方(入門編)」では、「判例が収録されるまで」として、要旨、以下のような期間の説明がありましたので、要約の上、引用させていただきます<sup>11</sup>。

### (1) 裁判所の Web ページ・・・翌日から2週間程度

---

<sup>8</sup> 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準(国税不服審判所)

<sup>9</sup> 私見ですが、TAINS は、税理士が作る税務に特化したデータベースであり、税務判例・裁決の掲載は、相対的に充実しているように思います。また、掲載内容が税務に特化している分、小規模な会計事務所でも利用しやすい料金設定になっているようにも思います。

<sup>10</sup> TAINS の場合、税法データベース編集室の税理士先生が、多くの事件で裁決要旨を書かれています。IV 裁決・判決の事例紹介では、当該要旨も掲載していますので、合わせてご参照ください。

<sup>11</sup> 詳細は、以下 URL (東京大学法学部研究室図書室、「わかっておきたい判例の探し方 入門編」、2023/04/01、図書閲覧チーム) にて、ご確認ください。2025 年 12 月時点の URL は以下になります。<https://www.lib.j.u-tokyo.ac.jp/holdings/case/howto.html>

- (2) 民間の判例データベース(Web版)・・・更新頻度によるが、2週間から6か月程度
- (3) 判例雑誌・・・1か月から6か月程度
- (4) 公式判例集・・・6か月から1年程度

コラム2:

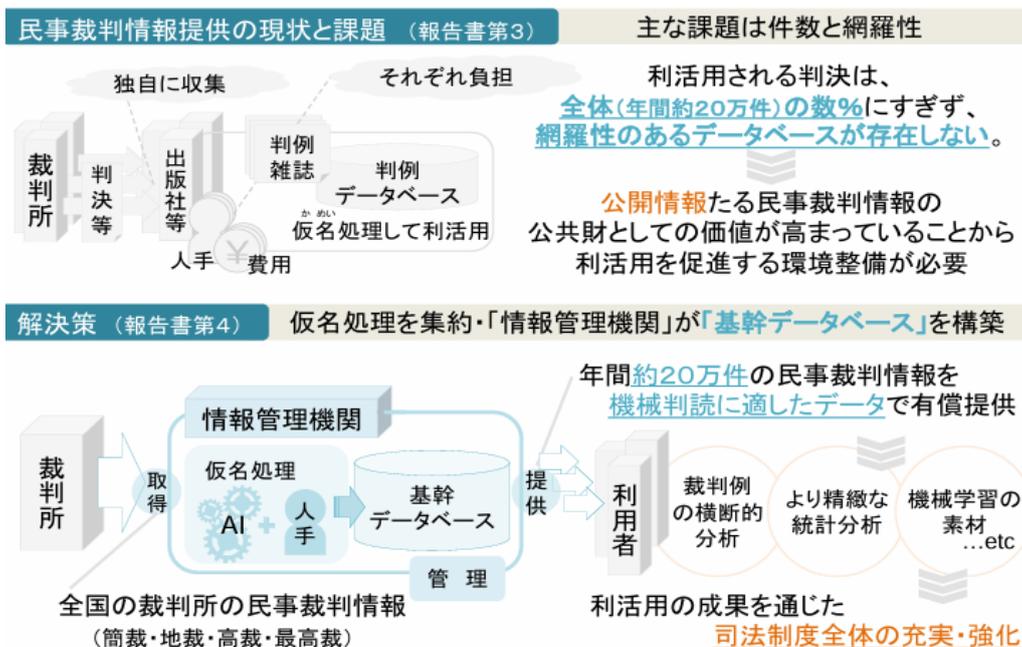
民事判決情報のデータベース化

現在、民事判決情報のデータベース化の議論が進んでいます。

平成13年、司法制度改革審議会意見書にて、「判決書は憲法上公開が要請され、民事訴訟法においては訴訟記録の一部として何人も閲覧することができる(略)その内容は、本来誰でもアクセスできるもの」という考え方が示されました。

その後、デジタル社会への移行が進む中で、より多くの民事判決情報を集約し、民事判決情報のデータベース化する機運も高まり、令和6年7月には、法務省が設置した民事判決情報データベース化検討会で、課題や制度設計の在り方についての報告書が作成され、令和7年5月には、民事判決情報をデータベース化する新法も、国会で成立しました。この民事判決情報には、行政事件訴訟も含まれるとされています。

データベースは、法務大臣が指定する情報管理機関が管理し、その運用開始時期も未定ですが、判決書の開示方法が、個別事件ごとに書面から、基幹データベースへのアクセスに変わること、民間の判例等データベースに収録される判決数が大きく増加するとともに、AIにより膨大な判決データを対象に分析できる時代が、もうすぐ始まるようです。



(民事判決情報データベース化検討会報告書の概要 R6.7 法務省より上図引用)

(参考)

法務省 Web ページ

民事判決情報データベース化検討会報告書

<https://www.moj.go.jp/content/001423117.pdf>

同報告書の概要

<https://www.moj.go.jp/content/001423116.pdf>

日本経済新聞 Web ページ > 2025年5月 23 日配信記事

「民事裁判の判決をデータベース化、新法が成立 統計分析が容易に」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA232HG0T20C25A5000000/?msockid=230adb35e3466f771597ce10e2cd6e91>

### III. 裁決・判決の読む前提知識<sup>12</sup>

今回の研修テーマであるTAINSを利用した判決・裁決の事例を紹介する前に、判決・裁決を読むに際しての前提知識を、簡単ではありますが、以下で説明します。

#### 1. 法体系(法令)と課税実務(通達など)<sup>13</sup>

税理士が実務をするにあたり、「法令」など一口でまとめる場面も多いかと思われませんが、厳密には、以下のような階層に整理分類されます。(1)から(4)が法、特に(2)から(4)を法令と呼ばれます。

- (1) 憲法
- (2) 法律(所得税法など)
- (3) 施行令(所得税法施行令など)
- (4) 施行規則(所得税法施行規則など)
- \*\*\*\*\*
- (5) 通達(所得税法基本通達など)
- (6) 事務運営指針、Q&A など(国税庁 Web ページなどに記載)

それでは、税理士が、実務上参考にする場面も多い、(5)や(6)の通達等は、どのような位置づけになるのでしょうか。これらは、国家行政組織法 14 条2項「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる」が根拠となる定めです。国税庁でいうと、国税庁長官が、国税職員に対して、課税等の実務現場において、大量の事務を画一的に処理させるために出す、国税当局内部における指示命令という位置づけになります。

通達等は法令ではないため、司法機関である裁判所が、この内容に拘束されるものではありません。ただ、判決を出すに際して参考にする場合もあり、通達等を、法令のように用いて判示する際には、その通達の適法性も含めて判断されることが多いと思われます。

なお、国税当局内の第三者的組織である国税不服審判所も、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができます。その場合、国税不服審判所長が、国税庁長官に意見を通知する必要があります。さらに、国税庁長官が意見を相当と認めない場合には、国税審議会の議決を経て、当該議決に基づき国税不服審判所が裁決をすることになります。

---

<sup>12</sup> 本レジュメのⅢについては、木山泰嗣教授（青山学院大学法学部）の書かれた、「法律の強い税理士になる-リーガルマインド基礎講座-」（初版）、大蔵財務協会（平成 26 年）、を特に参考としています。

<sup>13</sup> 木山・前掲注（12）27～52 頁（第 3 章）を一部引用

## 2. 法的三段論法<sup>14</sup>

法的三段論法とは、具体的な事実から法的結論を導き出すための論理的な手法です。これには、(1)法解釈、(2)事実認定、(3)結論、の三つの段階があります。

(1)法解釈・・・法規を解釈し、法規範を定立する。

(2)事実認定・・・証拠を経験則に照らし、事実を認定する。

(3)結論・・・定立された法規範(1)に、認定された事実(2)をあてはめる。

この後、事例として紹介する、「判決」「裁決」では、この思考プロセスで、書かれていますので、確認いただければと思います。

ただ、この思考プロセスは、厳密さの程度はあれ、税理士も実務で、(無意識に)行っている場合が多いように思います。例えば、「法令でXXXという要件があり、貴社の場合 XYY であり、今回はこの特例を適用することはできませんね」と回答するケースも、広い意味合いで、法的三段論法に入るものと思われる。

また、法令を適用して行政処分を行う場合にも、この思考プロセスが用いられているはずですので、機会があれば、税務署長名で出される、更正通知書の理由欄をご確認いただければと思います。

## 3. 弁論主義と職権探知主義<sup>15</sup>

上記2のうち、事実認定の場面では、①弁論主義(当事者主義)、②職権探知主義という、2つのアプローチがあります。

①弁論主義とは、紛争の当事者が、自ら主張(意見)し、自ら立証(証拠の提出を通じて、自ら主張が真実であると、判断機関に確信させるための行為)をしなければならないアプローチです。当事者から主張が出なければ「無い」ものと、証拠が出なければ「無い」ものとして、取り扱われます。

裁判所は、弁論主義を採用しています。裁判所には、主張や証拠提出を促す「釈明権」を行使する権限もありますが、行使し過ぎると一方の当事者に加担する懸念もありますので、あくまで、弁論主義が原則とされています。

一方、②職権探知主義とは、判断機関が、自ら証拠を収集し、事実の認定を行うというアプローチです。

行政機関である国税不服審判所は、職権探知主義を採用しています。ただし、国税当局内の第三者的機関として、当事者に積極的な主張及び証拠提出を促すなどの方法で、弁論主義との調和を図っています<sup>16</sup>。また、標準審理期間が設けられた行政機関として、迅速な審理手続を進めるため、職権探知主義を採用しているという側面もあります。

---

<sup>14</sup> 木山・前掲注(12) 53～90頁(第4章)を一部引用

<sup>15</sup> 木山・前掲注(12) 117～144頁(第6章)を一部引用

<sup>16</sup> 伊藤吉美「審査請求における対審制の在り方について―職権探知主義との関連を中心に」税

#### 4. 立証責任と分配<sup>17</sup>

上記3にて出た立証に関する論点として、「立証責任」という考え方があります。「立証責任」とは、当事者が自己に有利な事実の立証ができないために敗訴となること、と説明されます<sup>18</sup>。

弁論主義においては、当事者双方が証拠を提出することで、自己に有利な事実認定を目指すこととなります。立証に成功すれば、成功した側が目指した事実が認定されることとなります。しかし、当事者双方から出た証拠を見比べても、どちらかよくわからない状況にもなりえます。この状態を真偽不明(ノンリケット)といいます。この真偽不明に陥った際に、立証できなかった不利益を負うことを「立証責任」といいます。

そして、この「立証責任」を、当事者のいずれに負わせるか決めることを、立証責任の分配といいます。課税の場面においていえば、立証責任は、原則、課税庁側に分配されます。この立証責任の分配は、訴訟の段階だけでなく、税務調査で税務署長が処分をする段階、国税不服審判所の段階でも、同様です。

なお、立証責任が課税庁側に分配されていることは、イコール、納税者が何もせずとも、課税庁側が立証できなければ処分は取り消される、と誤解される納税者の方もおられますが、あくまで、課税庁側が立証に成功しなければという点にはご留意いただければと思います。課税庁側が立証に成功しており、納税者がそれに反証する(課税庁側の立証を崩す)ことができないければ、課税処分は、維持されることとなります。

#### 5. 争点<sup>19</sup>(総額主義と争点主義)

争点とは、紛争の核心となる論点や問題点を指し、①事実上の争点と、②法律上の争点に、大別されます。

①事実上の争点とは、主要事実の存否という事実認定が争点となるものをいい、②法律上の争点とは、法令の解釈と適用(あてはめ)に係る争点をいいます。上記2の、法的三段論法の三つの段階と対応しています。

また、争点に関連して、審理の範囲について、総額主義と争点主義の違いにも触れておきます。総額主義では、審理の対象を原処分の適法性一般とするものであり、審理の範囲は、例えば所得税であれば、所得の発生要件となり得る全ての事実関係に及ぶこととなります。一

---

大論叢 72号

<sup>17</sup> 木山・前掲注(12) 145~166頁(第7章)を一部引用

<sup>18</sup> この「立証」で求められる証明度は、「一点の疑義も許されない自然科学的な証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を指し挟まない程度に真実性の革新を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるもの」とされています(裁判 S50.10.24)

<sup>19</sup> 審査事務提要 令和4年3月国税不服審判所(TAINS:行政文書R040300)22頁

方で、争点主義では、その審理の範囲は、当事者の主張によって確定された争点事項に限られることとなります。

裁判所も国税不服審判所も、審理の範囲は総額主義とする立場をとっています。なお、国税不服審判所においては、総額主義を前提に、審査請求人と税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点に主眼を置いた調査・審理を行っています(争点主義的運営)。

### コラム3:

#### 裁決書と判決書の段落構造(項目の細別と階層)

裁決書では、以下の順で、項目番号が付されています。

**1>(1)>イ>(イ)>A>(A)**

1の中は、(1)、(2)、(3)・・・と細分化され、さらに(1)の中は、イ、ロ、ハと細分化されます。そして、項目が2になると、2の中は、(1)、(2)、(3)に細分化される(以下、同様・・・)、といった構造をしています。裁決書は行政文書のため、公用文の書き方<sup>20</sup>に準じた形式を用いています。

判決書も、裁決書と同じ構造をしています。以下のとおり、より公用文の書き方に準拠した項目番号が採用されています。

**第1>1>(1)>ア>(ア)>a>(a)**

---

<sup>20</sup> 渡辺秀喜「公用文の書き方・用事用語例集(第3版)」日本加除出版 37頁

#### IV. 判決・裁決の事例紹介(タイトルのみ。本文は研修資料②「事例編」に掲載。)

TAINS では、以下のように、週に1回程度 TAINS メールニュースが作成され、TAINS 利用者にメール配信されます。

1-100 / 100 行 < > ≡ あ ▾

【TAINSメールニュースNo.730】 バカラ所得（一時所得）の収入すべき時期と外れチップの経費性 - ...	7月17日
【TAINSメールニュースNo.729】 寄附金～建物の請負工事代金のうち関連法人に支払った金額は資金の...	7月10日
【TAINSメールニュースNo.728】 無償返還届出書が提出されている場合の地主個人の譲渡所得の総収入...	7月3日
【TAINSメールニュースNo.727】 複数回にわたり取得した外貨の円換算額の算定は総平均法に準ずる方...	6月26日
【TAINSメールニュースNo.726】 内縁関係にある者からの生活費・教育費等は婚姻費用と判断・納税者...	6月19日
【TAINSメールニュースNo.725】 販売目的の一棟の建物／保有期間中空室部分の用途区分は按分できな...	6月12日
【TAINSメールニュースNo.724】 外国子会社合算税制／外国の財団を通じてパハマ法人の全株式を間接...	6月5日
【TAINSメールニュースNo.723】 事前確定届出給与該当性～届出額と異なる金額の支給は要件を満たさ...	5月29日
【TAINSメールニュースNo.721】 業務委託の合意の事実が認められ、重加算税の賦課決定処分が取り消...	5月15日
【TAINSメールニュースNo.720】 訴訟上の和解による解決金～全額が遺留分減殺請求の価額弁償金では...	5月8日
【TAINSメールニュースNo.719】 居住用財産／ある程度の期間継続して生活の拠点としていたと認めら...	5月1日
【TAINSメールニュースNo.718】 国際司法裁判所の元裁判官が受ける恩給は、非課税ではなく雑所得に...	4月24日
【TAINSメールニュースNo.717】 死亡退社による合資会社の持分払戻請求権～同意書の0円は認められ...	4月17日
【TAINSメールニュースNo.716】 太陽光発電に係る一連の取組・スキーム内容からだけでは「事業」に...	4月10日
【TAINSメールニュースNo.715】 企業買収の意思決定前のデューデリジェンス費用も株式の取得価額に...	4月3日

 入会申し込み

 ログイン

2025年11月06日

#### 今週の判決・裁決

##### 【1】今週のお知らせ

収録した裁決の一部を紹介します。

##### 【相続税】

・ R05-09-29 裁決 全部取消し F0-3-901

更正の請求／通則法第23条1項1号・2項1号の要件該当性／借名口座の帰属

URL : <https://app6.tains.org/search/detail/62858>

・ R05-10-16 裁決 棄却 F0-3-903

土地の評価／「広大地」該当性／準工業地域に存する事務所の敷地

URL : <https://app6.tains.org/search/detail/62904>

・ R06-01-16 裁決 棄却 F0-3-910

相続時精算課税適用の有無／期限後申告と相続時精算課税選択届出書の提出時期

URL : <https://app6.tains.org/search/detail/63287>

(税法データベース編集室)

##### 【2】今週の判決等

(税法データベース編集室：大高 由美子)

更正の期間制限5年を経過した更正処分と重加算税賦課決定処分

(令05-08-07 非公開裁決 全部取消し F0-5-411)

今回の研修では、TAINS メールニュース(701～750号<sup>21</sup>)で取り上げられた事例を中心に紹介します。各事例の号は、TAINS メールニュースの号数を示します。

なお、TAINS の研修サイトでは、判例を読み解く TAINS 講座として、一部の判決・裁決について、税理士が講師をする、☆TAINS MOVIE(30分研修動画)というコンテンツも用意されていますので、動画がある場合には、その番号も記載しております<sup>22</sup>。

また、今回の研修では、上記メールニュースの期間以前にはなりますが、世間の注目を浴びた事件だと講師が思う、2つの最高裁判決も紹介します。

#### 事例1

【所得税・裁決】企画遂行性の希薄な社会保険労務士の業務による損失は損益通算できない(令05-06-16 非公開裁決 棄却 FO-1-1640)711号

<https://app6.tains.org/search/detail/62604>

☆TAINS MOVIE 41

[https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains\\_movie/movie41.html](https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains_movie/movie41.html)

#### 事例2

【法人税・地裁】益金の額にならず／太陽光発電事業の和解交渉中に振り込まれた金員(令07-05-28 福岡地裁判決 認容 Z888-2753)741号

<https://app6.tains.org/search/detail/64181>

---

<sup>21</sup> 2024年12月12日から2025年12月4日まで、TAINS事務局より発行されたものです。最近の裁決や判決の要約などが記事にされたメールニュースであり、これに目を通すことで、判例等の動向を把握することができます。また、TAINSのwebページでは、このメールニュースのバックナンバーを、一定期間、参照することができます。

<sup>22</sup> TAINSには、税務争訟に以外に、納税者から税理士への損害賠償請求事件なども含まれています。直近では、例えば、以下のような事件が収録されていますので、ご興味のある方は、ぜひご参照ください。

【税賠・地裁】顧問税理士に消費税等の有利選択等の誤りについて善管注意義務違反が認められるが、その損害額の一部について顧問契約の賠償額制限条項が適用されるとされた事例750号(福岡地裁 一部認容・一部棄却 確定 Z999-0182)

<https://app6.tains.org/search/detail/61298>

☆TAINS MOVIE 44

[https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains\\_movie/movie44.html](https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains_movie/movie44.html)

### 事例3

【消費税・裁決】課税仕入れの日～完了検査が合格したときに所有権が移転し、引渡しが完了  
(令01-06-10 非公開裁決 全部取消し FO-5-383)717号

<https://app6.tains.org/search/detail/62630>

### 事例4

【法人税・高裁】事前確定届出給与該当性～届出額と異なる金額の支給は要件を満たさない  
(令06-10-02 東京高裁 棄却・納税者敗訴・上告受理申立て Z888-2733)723号

<https://app6.tains.org/search/detail/63783>

### 事例5

【相続税・最高裁】土地建物の評価／節税目的で取得した不動産における評価通達6項の適用の是非(令04-04-19 最高裁 棄却・納税者敗訴 Z272-13704)

<https://app6.tains.org/search/detail/59861>

☆TAINS MOVIE 3

[https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains\\_movie/movie3.html](https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains_movie/movie3.html)

### 事例6

【所得税・裁決】同族会社への低利貸付け／経済的合理性に欠けるとして行為計算を否認  
(令06-05-15 非公開裁決 棄却 FO-1-1688)

<https://app6.tains.org/search/detail/64108>

☆TAINS MOVIE 43

[https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains\\_movie/movie43.html](https://www.tains-kenshu.jp/ondemand/tains_movie/movie43.html)

### 事例7

【贈与税・最高裁】武富士事件／海外財産の贈与と住所の認定(平20-01-23 最高裁  
取消し・納税者勝訴 Z261-11619) 含補足意見

<https://app6.tains.org/search/detail/39854>

各事例の内容については、研修資料②「事例編」を、ご参照ください。